

指定居宅サービス事業者等の紹介等についての説明書

平成 30 年度の介護報酬改定により、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して下記の事項について説明申し上げます。

記

（指定居宅サービス事業者等の紹介等）

利用者は、居宅介護支援事業の提供を受けるに当たり、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所等を居宅サービス計画原案に位置付けた選定理由についても求めることができます。

（入院時における医療と介護の連携）

利用者は、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を、当該病院または診療所に伝えていただくことになります。

事業者は、指定居宅サービス事業者等の紹介等について、上記のとおり説明しました。